

令和7年度皇居外苑日比谷濠・
桜田濠及び雁木坂石垣修復実施設計業務
特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3篇 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（平成29年7月版）を適用し、アドレスは以下の通りである。

https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/03.html

2. この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 業務対象位置

本業務の設計対象は3箇所（日比谷濠、桜田濠及び雁木坂）とする。
詳細は別添図面のとおり。

第3条 履行期間

履行期間は、休日等を含み契約の翌日から、令和8年2月27日（金）までとする。尚、休日には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始の他、履行期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第4条 管理技術者

管理技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であること。

① 下記のいずれかの資格を有する者

1. 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）
2. 技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋， 施工計画、施工設備及び積算）
3. R C C M（河川、砂防及び海岸・海洋， 施工計画、施工設備及び積算）

② 下記の実績を有する者

1. 入札説明書に定める実績を有する者。

第5条 照査技術者及び照査の実施

照査技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。
また本業務の照査技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

① 下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者

1. 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）
2. 技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋， 施工計画、施工設備及び積算）
3. R C C M（河川、砂防及び海岸・海洋， 施工計画、施工設備及び積算）

② 下記の実績を有する者

1. 入札（業務）説明書に定める実績を有する者。

第6条 予定管理技術者の手持ち業務量

本業務の履行期間中の管理技術者の手持ち業務量は、管理技術者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額500万円以上の業務（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）を対象とし、その契約額の合計が4億円未満かつ契約件数の合計が10件未満であることを標準とする。

担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。

手持ち業務のうち、環境省管内に係る土木関係・自然環境共生関係建設コンサルタント業務等において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には手持ち業務量の契約金額の合計を2億円に、契約件数の合計を5件に読み替えるものとする。

複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。

- ・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。
- ・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。

手持ち業務量の制限を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該管理技術者と同等以上の平均技術者評点を有する者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

第7条 配置技術者の確認及び業務実績情報システムへの登録について

1. 受注者は、業務計画書（共通仕様書 共通編 1.12）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。
 - ①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
3. 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、

技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。

4. 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

第8条 テクリスへの位置情報への入力

共通仕様書 1.10 の3 テクリスへの登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、履行場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起点	東京都千代田区	緯度	35° 40' 41"	経度	139° 45' 38"
終点	東京都千代田区	緯度	35° 40' 32"	経度	139° 45' 35"

第9条 打合せ等

打合せは下記の区切りにおいて行うものとし、回数は4回以上とする。

- 1) 業務着手時
- 2) 業務中間時 2回
- 3) 業務完了時

第10条 照査技術者による照査の報告

照査技術者は、調査職員の指示する業務の節目及び業務が完了したときは、照査について調査職員に報告するものとする。なお、照査技術者による照査の報告は、1回を想定している。

第11条 成果物の提出

- (1) 成果物は、紙媒体及び電子媒体(CD-R、DVD または HDD)で1部提出すること。
- (2) 紙報告書等の仕様

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

【参考】基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

(3) 電子データの仕様

- 1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- 2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
なお、以下に示すアプリケーションソフト以外を使用する場合は、調査職員と協議すること。
 - ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- 3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- 4) 動画の保存ファイル形式は環境省担当官と調整すること。
- 5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

第 12 条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウィルスチェックは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第 13 条 再請負

本業務について、主たる部分の再請負は認めない。

本業務における「主たる部分」は、共通仕様書 1.28 の 1 に示すとおりとする。

第 14 条 業務の再請負の申請について

1. 業務の一部（主たる部分を除く）を再請負しようとするときは、あらかじめ再請負の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再請負の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。
なお、再請負の内容を変更しようとするときも同様とする。

2. 前項の規定は、共通仕様書 1.28 の 2 に示す簡易な業務を再請負しようとするときには、適用しない。
3. 第 1 項の規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

第 15 条 建設副産物対策

共通仕様書 2.9 の 9 に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

第 16 条 設計業務の成果

当該業務における数量計算書は、設計業務等共通仕様書 2.11 の (4) に示すとおり、「土木工事数量算出要領 (案)」 (国土交通省参照) により工種別、区間別に取りまとめるものとし、算出した結果は「土木工事数量算出要領数量集計表 (案)」 (国土交通省参照) により電子データにて提出するものとする。なお、提出様式は、原則として下記アドレスに示すホームページに掲載されている「数量集計表様式 (案)」 (国土交通省参照) によること。

<https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/suryo.htm>

第 17 条 個人情報の取扱について

本業務は「個人情報の取扱い」として、共通仕様書 1.31 の 8 の他に以下の内容を加えるものとする。調査職員の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書 (用紙を定めない) を調査職員に提出しなければならない。

第 18 条 旅費交通費について

本業務の旅費交通費の算定にあたっては、積算上の基地を東京都庁とする。
なお、契約後は計業務等標準積算基準書による積算上の基地の考え方に基づき、当該業者の所在により、必要に応じて設計変更を行うものとする。

第 19 条 保険加入

受注者は、共通仕様書 1.38 に示されている保険に加入している旨 (以下の例を参照) を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(例) 設計業務等共通仕様書 1.38 保険加入の義務に基づき、雇用者等を被保険者とする
保険に加入しています

第2章 業務内容

第20条 業務の目的

皇居外苑の日比谷濠、桜田濠、雁木坂の石垣は一部崩落や孕み出しが生じている。そこで、本業務では、これらの石垣の修復工事を行うための実施設計を行うものである。

第21条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準は、共通仕様書に定めるもののほか、調査職員の指示したものと
する。

第22条 実施設計

本業務での現況調査、既存の設計を基に、石垣修復の範囲、構造、寸法、仮設計画の再検討及び設計を行うもの。また、これらに係る図面作成及び数量計算、設計書の作成（工事費の算出）、工事施工計画及び設計説明書の作成を行うものとする。

①計画準備

受注者は、業務計画書作成時に、共通仕様書 1.12 の 2 の定めのほか安全管理についても記載をすること。

また、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。
なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

②設計検討（意匠、構造、寸法等の検討）

与条件（石垣の現状、過年度業務・工事の実施状況、各所の施工条件の整理等）の確認及び調査を行うこと。また、調査結果に基づいて各石垣の意匠、構造、寸法等を検討する設計検討を行うこと。なお、設計検討にあたっては石垣修復工事の経験を有する専門事業者2者以上からヒアリングを行うこと。専門事業者は調査職員と協議のうえ、決定すること。

各石垣の概要及び設計条件は以下のとおり。

1. 日比谷濠石垣

皇居外苑の日比谷濠石垣は、平成25年度に崩落箇所の復旧工事（以下、「過年度工事」という）を行ったほか、孕み出しが生じていることから、平成25年度馬場先濠石垣修復工事実施設計業務（以下、「過年度業務」という）により設計が行われている。しかし、近隣工事との調整等の影響により、2区間が未施工の状況である。また、経年変化により石垣の孕みだし範囲が増加したことに加え、その後の状況変化により当該石垣上に照明設備が設置されたほか、作業ヤードの場所及び構造を検討する必要があるが生じた。

（1）設計対象

石垣修復（約300m） 1式

歩道撤去復旧（約300m）（植栽帯を含む） 1式

仮設工事 1式

(2) 設計条件

- 1) 構造物用途：擁壁
- 2) 構造及び建設年代：打ち込みハギ及び間知石の空積み、近現代
- 3) 石垣修復：可能な限り既存石垣の石材を活用し、不足する場合は既存石材と同じ種類、産地の石材を使用することを想定。構造は現況と同じく、打ち込みハギ及び間知石の空積みとする。その他基礎構造や裏込め等については、過年度業務及び過年度工事を踏まえつつ、調査職員と調整のうえ、必要に応じて見直しも含めて検討すること。また、現地を確認したうえで調査職員と調整し、修復対象範囲を検討、決定すること。
- 4) 歩道撤去復旧：石垣の裏込め部分が歩道の下に位置するため、施工にあたっては植栽帯を含む影響範囲の歩道を撤去し、石垣修復後に復旧する必要がある。
- 5) 仮設工事：照明設備は一時撤去し、石垣修復後に復旧する。作業ヤードは、鍛冶橋通りの舗装を補強したうえで設置することを想定。濠での資材運搬は作業台船を使用し、仮締切りは大型土のうを用いることを想定。
- 6) 対象の石垣は国道1号線沿いに位置している。
- 7) 作業ヤードの設置を想定している鍛冶橋通りは、特例都道406 皇居前鍛冶橋線である。
- 8) 地下鉄路線や共同溝が存在しており、設計にあたっては関係機関との調整結果を踏まえる必要がある。

2. 雁木坂石垣

皇居外苑の雁木坂石垣は令和6年10月に崩落しており、歩道の一部に通行制限を設けていることから、早急に修復する必要がある。

(1) 設計対象

石垣修復（約16m） 1式

仮設工事 1式

(2) 設計条件

- 1) 構造物用途：擁壁
- 2) 構造及び建設年代：切込みはぎ、近現代
- 3) 石垣修復：可能な限り既存石垣の石材を活用し、不足する場合は既存石材と同じ種類、産地の石材を使用することを想定。構造は現況と同じく、切込みハギの空積みとする。その他裏込め等については、調査職員と調整のうえ、必要に応じて既存構造の見直しも含めて検討すること。また、崩落前の記録がないことから、天端の線形は未崩落部分から推定するとともに千代田区文化振興課等と調整のうえ決定すること。なお、対象石垣は雨水排水路に面しており、石垣下部にはコンクリート製の管が通っている。

4) 仮設工事：作業ヤードは雁木坂の上にある広場を想定し、修復対象石垣上にある支障木及び切株は除去することを想定している。

3. 桜田濠石垣

桜田濠石垣は平成 31 年度皇居外苑桜田、馬場先、日比谷濠石垣修復工事（以下、「過年度工事」という）により修復を行っているものの、その他区間の一部が崩落しており、周辺に孕み出しも生じていることから、早急に修復する必要がある。

(1) 設計対象

石垣修復（約 80m） 1 式

法面補強（約 2,400m²） 1 式

仮設工事 1 式

(2) 設計条件

1) 構造物用途：擁壁

2) 構造及び建設年代：腰巻石垣（間知石及び堤塘）、近現代

3) 石垣修復：可能な限り既存石垣の石材を活用し、不足する場合は既存石材と同じ種類、産地の石材を使用することを想定。構造は現況と同じく、間知石の空積みとする。その他基礎構造や裏込め等については、過年度工事を踏まえつつ、調査職員と調整のうえ、必要に応じて既存構造の見直しも含めて検討すること。

4) 法面補強：石垣上の堤塘部分は、安定性向上のため補強を行う。工法は過年度工事と同じロックボルト工を想定しているが、状況を踏まえて複数案を検討し、調査職員と調整のうえ決定すること。

5) 仮設工事：作業ヤード及び現場事務所は桜田門前に設け、濠での資材運搬及び作業は作業台船を使用し、仮締切りは大型土のうを用いることを想定。現在設置されている大型土のうの使用可否を検討し、可能であれば工事に用いるものとする。なお、令和 2 年度より土留めとして大型土のうが仮設で設置されている。

6) 対象の石垣及び堤塘は国道 20 号線沿いに位置している。

③実施設計図の作成

設計検討を基に事業実施に必要な配置図、平面図、撤去図、修復設計図、標準構造図、仮設計画図等を作成すること。作成する図面は調査職員と協議し決定すること。

④数量計算書

工事費算出のため、完成した実施設計図から数量根拠図を含む数量計算書を作成すること。

⑤設計書の作成（工事費の算出）

数量計算書を基に、工事費算出のための設計積算書を作成すること。設計書の作成に使用する積算基準は「自然公園等積算基準（自然公園編）」及び「土木工事標準積算基準書」を基本とし、その他の基準については調査職員と調整のうえ適用すること。物価資料及び見積もりによる歩掛、単価の取得や採用方法については、調査職員と調整のうえ決定すること。

なお、設計書の作成においては、工事に付随する石垣写真測量、文化財調査及び報告書作成、洞道調査等に係る費用も計上すること。

⑥工事施工計画の作成

経済性、施工性、環境面を考慮しながら工事施工計画を検討すること。また、石垣修復工事の経験を有する専門事業者2者以上からヒアリングを行い、ヒアリング結果を踏まえて施工計画作成すること。

⑦設計説明書の作成

②設計検討を基に検討結果を整理し、設計説明書を作成すること。また、工事実施に必要な特記仕様書及び概略工事工程表の作成を行うこと。

⑧照査

実施設計図、実施設計説明書、数量計算書、工事費算出書等の成果物について適正であるか照査すること。本業務における照査は、共通仕様書 1.12 の2 とおり照査計画を作成し、照査計画に基づき実施するものとする。又、照査計画に基づき作成した資料は、共通仕様書 1.8 の2 に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

⑨協議用資料の作成

本設計を基に実施する工事は、文化財保護法の許可や道路占用及び道路工事施行承認申請、道路工事調整会議等、関係機関との協議が必要となる。これらの協議及び事前調整に必要な図面等の資料作成を適宜実施すること。

第3章 その他

第23条 資料の貸与

発注者が貸与する図書は、以下のとおりとする。

対象	種類	年度	図書名	備考
日比谷濠	報告書	平成25年度	馬場先濠石垣修復工事実施設計業務報告書	CAD及びPDFデータ 馬場先濠及び日比谷濠の石垣修復設計を行ったもの。
日比谷濠	図面	平成25年度	平成25年度皇居外苑「特別史跡江戸城跡」日比谷濠修復工事	CAD及びPDFデータ
日比谷濠 桜田濠	図面	平成31年度	皇居外苑桜田、馬場先、日比谷濠石垣修復工事	CAD及びPDFデータ
日比谷濠	図面	令和元年度	令和元年度皇居外苑石垣照明設備等整備（日比谷濠及び馬場先濠）	CAD及びPDFデータ
日比谷	報告書	令和4年度	皇居外苑日比谷濠測量業務	CAD及びPDFデータ
桜田濠	報告書	令和6年度	桜田濠石垣危険箇所測量業務	CAD及びPDFデータ

雁木坂	報告書	令和6年度	雁木坂石垣危険箇所測量業務	CAD及びPDFデータ
-----	-----	-------	---------------	-------------

※その他必要に応じて、過年度業務・工事の資料を貸与する。

第24条 中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

第25条 業務対象箇所への立ち入り

現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

第26条 疑義

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

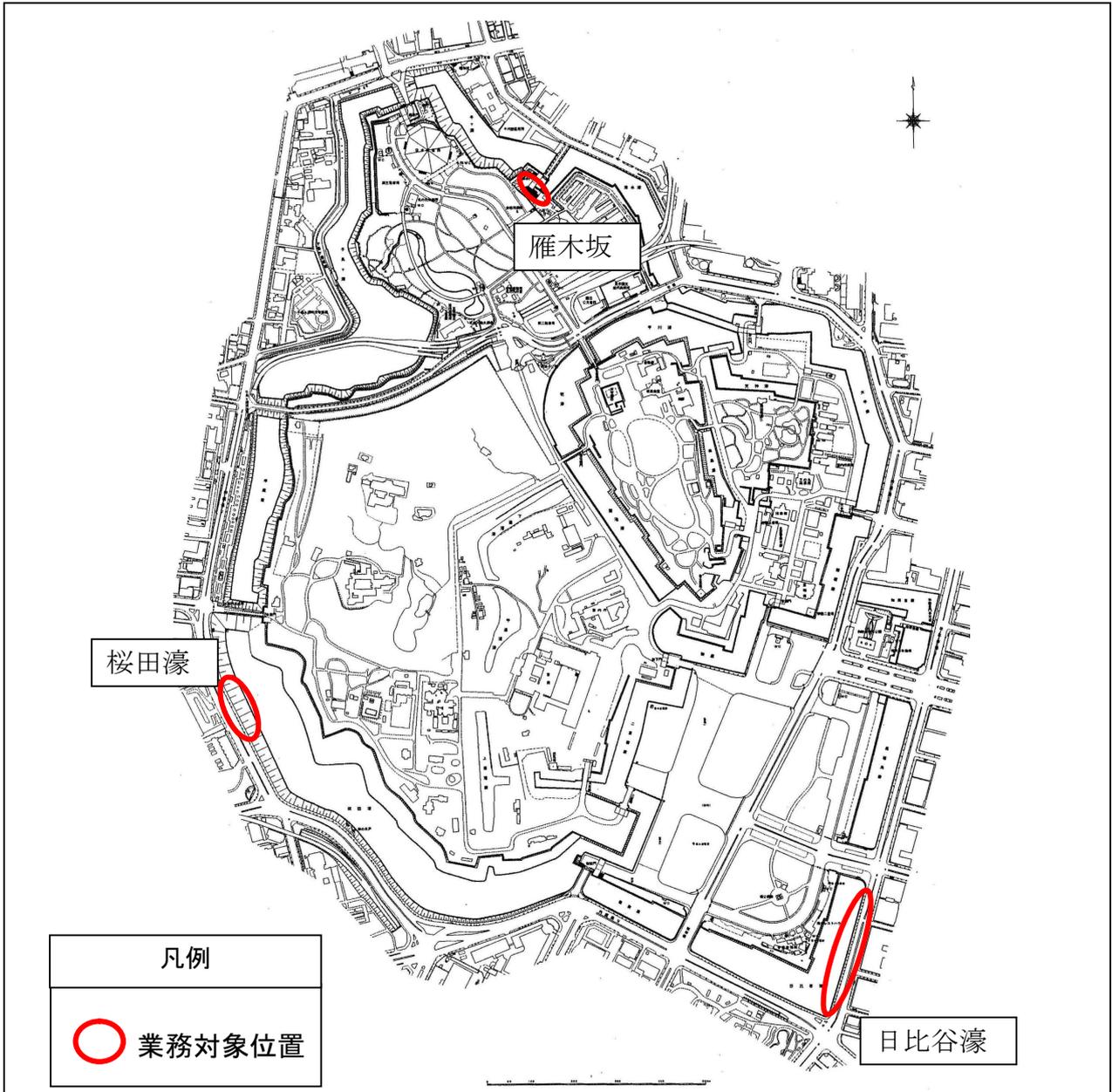
第27条 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、調査職員の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

第28条 その他

業務の実施に当たっては、皇居外苑工事作業心得を遵守すること。

位置図



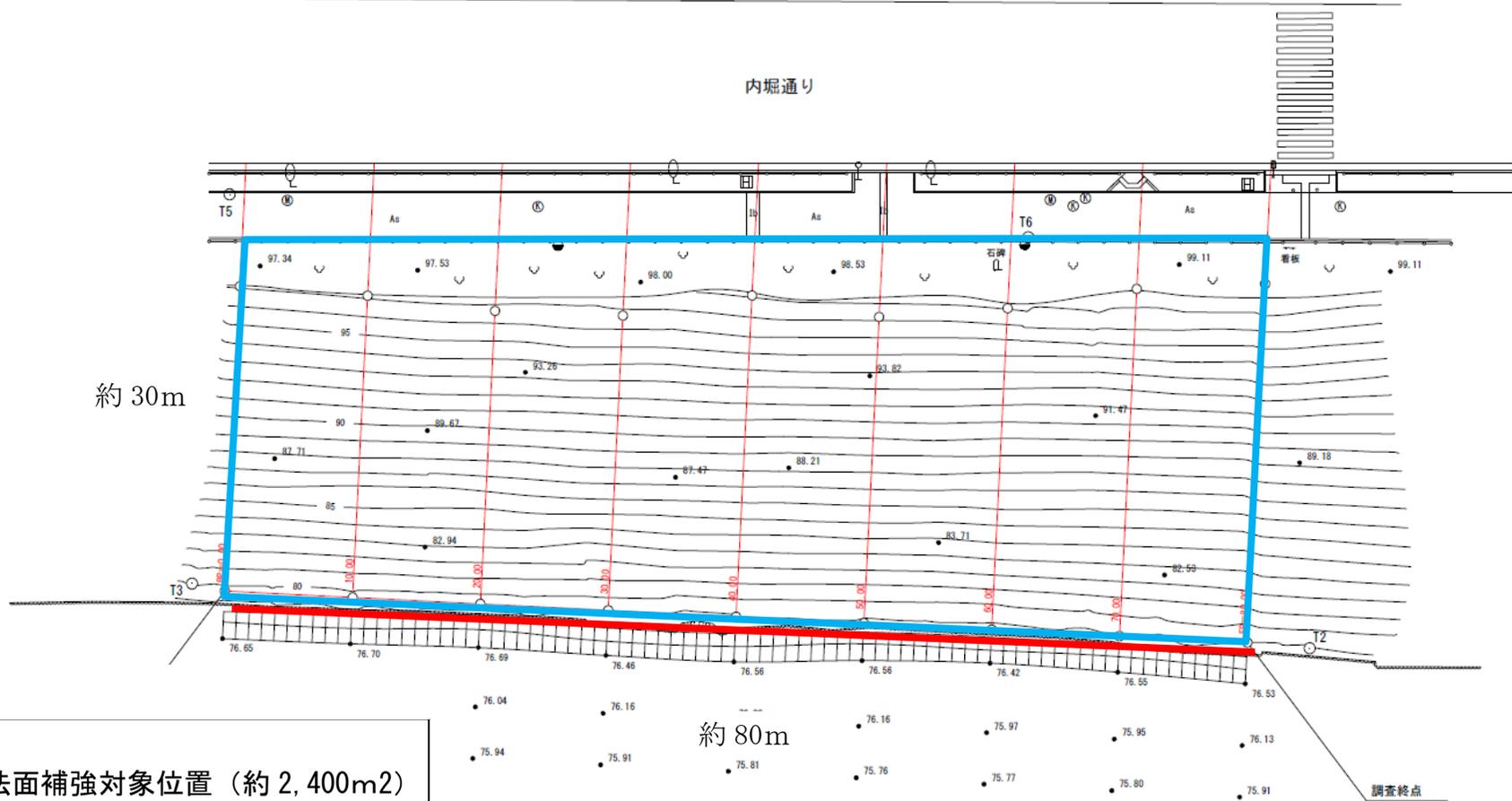
桜田濠 拡大図

東京都千代田区千代田一丁目



内堀通り

約 30m



凡例

- 法面補強対象位置 (約 2,400m²)
- 石垣修復位置 (約 80m)

約 80m

調査終点

雁木坂 拡大図

